

# 淀川水系流域委員会 第5回利水部会検討会（2003.8.22開催）結果概要

03.11.15 庶務作成

開催日時：2003年8月22日（金） 9:30～12:30

場 所：カラスマプラザ 21 8階 中ホール

参加者数：委員8名、河川管理者17名

## 1 決定事項

- ・ 本日の議論および各委員から寄せられた意見を元に、池淵部会長、榎村部会長代理、荻野委員にて意見書案を作成し、次回の利水部会（9/2開催）で意見交換する。

## 2 審議の概要

### ① 今後のスケジュールと審議の進め方について

- ・ 資料4「8月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について」をもとに、今後のスケジュール、および検討会の審議の進め方について説明が行われた。

### ② 説明資料(第2稿)、具体的な整備シートについての意見交換

#### i) 河川管理者からの説明と質疑応答

河川管理者より、資料2-3-1（利水事業者がダムから撤退するとの内容の新聞記事）、資料2-1（大阪府営水道、阪神水道企業団の水需要予測）、資料2-3-2「水利権量と計画最大取水量の比較一覧表」、資料2-2「寺川委員からの質問と回答」、2-2補足「日本の年降水量、琵琶湖流域平均雨量表」について説明が行われた。主な説明と意見交換内容については、「3. 主な説明と意見」を参照。

#### ii) 委員による意見交換

利水部会としての意見書とりまとめに向けて、委員による意見交換が行われた。主な意見は「3. 主な説明と意見」を参照。

## 3 主な説明と意見

### <河川管理者からの説明>

#### ○利水事業者がダムから撤退する旨の新聞記事について（資料2-3-1）

- ・ 8月19日から21日にかけて、全国紙で「大阪府営水道が、丹生ダム、大戸川ダムから撤退」、「阪神水道企業団が、丹生ダム、余野川ダムから撤退」、「西宮市が川上ダムから撤退」との記事が掲載された。このことに関して、大阪府営水道、阪神水道企業団に確認したが「最終決定はした訳ではない」との返答があった。
- ・ 大阪府営水道の記事については、大阪臨海工業用水道企業団の解散が決まっており、転用する水利権量の数字も合うが、阪神水道企業団と西宮市については、数字が合わない。

これから当事者に確認していく必要がある。また、本当にダムから撤退ということになると、残された利水者に費用負担等多大な迷惑をかけることになり、関連自治体等との調整が必要と思われる。

○ 利水者の現状について（水需要予測の方法：大阪府営水道の例；資料 2-1）

i) 主な利水者の現状

- ・ 工業用水の利水者の状況は、大阪臨海工業用水道が平成 15 年度末で廃止を予定。また、大阪府営水道および尼崎市工業用水道、大阪市営工業用水道は、事業規模を縮小する方向で見直しを行っている。一方、都市用水については、大阪府営水道が平成 13 年に計画給水量を日量 265 万 m<sup>3</sup>から 252 万 m<sup>3</sup>に見直しているほか、他についても同様に見直しを進めている。三重県水道と奈良県水道に関しては、新規水源確保を計画している。

ii) 大阪府営水道を例にした水需要の予測について

- ・ 大阪府の平成 11 年度の水供給実績は、日最大給水量 271 万 m<sup>3</sup>であり、府営水道の供給量 199 万 m<sup>3</sup>に市町村の自己水源分 71 万 m<sup>3</sup>を加えたものである。平成 22 年度の予測としては、見直し前で 318 万 m<sup>3</sup>（府営水道分 265 万 m<sup>3</sup>、自己水源 53 万 m<sup>3</sup>）、見直し後で 308 万 m<sup>3</sup>（府営水道分 252 万 m<sup>3</sup>、自己水源 56 万 m<sup>3</sup>）となっている。
- ・ 需要予測の計算方法は、まず、①生活用水と②営業用水にわけて算出し、この 2 つを足したものに、③有収率（ロス分）・負荷率を掛けて算出される。

① 生活用水の求め方

- ・ 生活用水は 1 日当たりの使用水量（生活原単位）に、予測給水人口を掛けて算出される。原単位の推計式は、平均増減数式、修正指数曲線式、ロジスティック曲線式などがあり、地区別のブロックごとにいくつかの推計式を用いて計算される。ブロックごとに出された原単位の数値の中で、一番相関の高い数字を拾い（北大阪なら、292、280、286、279）、その平均値を原単位として定めている。これは、飽和値（上限値）である 304L を超えることはない。
- ・ 予測給水人口については、大阪府営水道が給水している地域の予測人口に水道普及率を掛けて算出する。平成 11 年度では 882 万人であるが、大阪府総合計画の数字を引用した平成 22 年の予測人口推計は 879 万人である。水道普及率は現在 99.8%だが、22 年度は 100%としている。

② 営業用水の求め方

- ・ 営業用水は、対象年（昭和 61 年から平成 11 年）のブロックごとの平均値を合計する。新規の営業用水については、大阪府主要プロジェクト集にあるプロジェクトの事業体にヒアリングを行うなどでプロジェクトごとに新規の営業用水需要を出している。

### ③有収率・負荷率について

- ・ 負荷率は、最大給水量と平均給水量の比で、負荷率が小さいほど最大給水量が大きくなるが、安全度を確保するという意味で最も負荷率の小さかった平成 6 年の数値（79.5）を使っている。また、浄水処理過程で漏水等のロスを引いた値が有収率であるが、有収率については一番ロスが少なかった平成 10 年の数値を用いている。
- ・ 阪神水道企業団については、震災による人口減があったため、予測人口を高位ケース（人口や経済環境が元の水準に回復）と低位ケース（現状のまま推移）の 2 つの検討ケースに分けて検討している。

### ○水利権量と計画最大取水量の比較一覧表について（資料 2-3-2）

- ・ それぞれの利水者がもっている水利権量と取水計画を比較した表を用意した。阪神水道企業団などダムに参画する予定の利水者については、水利権量に対して計画量の方が高くなっている一方、尼崎など水利権が余っているところもある。これについては、転用を検討中ということになる。

### <河川管理者の説明に関する意見>

#### ○大阪府営水道の水需要予測に関する説明に対して

- ・ いくつかの予測式があるが、自治体によって異なる計算式を使うのか。計算式を整理したものはないのか。
  - どの予測式を使うかは各自治体が決めている。（河川管理者）
  - 有収率、負荷率を使うという算定フローはすべて同じであるが、それぞれの数字をどのように決めるかが自治体によって異なる。（河川管理者）
  - 有収率や負荷率などの数値を少し変えるだけで予測の結果が大きく変わる。
- ・ 節水意識の高まりを考えると生活用水の原単位（1人1日あたりの水使用量）が、今後増えていくとは思えない。
  - 1世帯あたりの構成人数が減少するため、原単位が増えると予測している。風呂の水がその例である。（河川管理者）
- ・ 大阪市の予測はどうなっているか。
  - 今回はダム計画に参画予定の自治体について例示した。大阪市はダム参画の予定がないため、データはない。（河川管理者）
- ・ 河川管理者は、利水者の需要予測をどのように審査するのか。
  - この予測者は、水利権審査のためではなく、ダム計画のために聞いたものである。（河川管理者）
  - 聞いているだけではなく、厳格に審査という手続きを踏むべきではないのか。
  - 審査という言葉がふさわしいかどうかはわからないが、審査と同様の手順は踏んでい

る。しかし、経済産業省や厚生労働省など他の大臣が既に認可した内容のものであれば、その内容がおかしいとは言いにくい。社会的な後押しがあれば、他省庁の大臣が許可する制度もなくなり、今後ものを言いやすくなるだろう。(河川管理者)

→今後は、このような予測に対して、厳しく審査していく方向に転換していくべきである。

→水資源の開発には多額の費用負担がかかる。これからは、利水者側も都合よく数字を膨らますことはあまり考えられないだろう。(河川管理者)

#### ○水利権転用に関する意見

- ・水利権転用の話が新聞記事として掲載されているが、国土交通省が関与せず、利水者(水利権者)同士で転用してもらってよいのか。

→手続き上、主体的な関与はしない。しかし、途中段階で自治体から転用の相談を受けることや、調整してほしいという依頼がある場合もある。国土交通省が全く知らないうちに転用が決まることはないだろう。(河川管理者)

- ・水需要予測が利水者から国土交通省にあがってきた際に、河川管理者が適格かどうかをどのようにチェックするか、どこまで踏み込めるか、などを部会として意見したい。(部会長)

→ダム計画から撤退した自治体については、精査確認の対象とならないので、チェックすることはあり得ない。(河川管理者)

→現在、河川から取水している分についてはチェックができるはず。水利権更新の時だけでなく、すぐに実施していただきたい。

- ・水利権転用に関しては、農業用水の問題が大きい。実態を明らかにしていくことが大事である。

#### ○渇水時の水使用の調整について

- ・渇水時の水使用の調整について、水利権者同士の調整に河川管理者の承認が必要なのか。

→渇水時は、水利権者が所有している水利権量内で調整しあうことになる。水利権の範囲内での調整であれば、特に河川管理者の承認は不要である。ただし、河川管理者が利水者間の折衷案を出したり、調整を行うことはある。(河川管理者)

→渇水になる前の段階から、水利用の融通を円滑化できような仕組みをつくるべきである。資料2-4の28ページ以降に、提案を記しているので参考にしていきたい。

- ・渇水の評価のあり方についても言及すべきである。水位操作規則によって渇水が起りやすくなっていることや住民を含めた総合的な渇水対応等への取り組み等も重要である。

#### ○その他

- ・水需要管理という視点、利水の理念転換を、9月に提示される原案(案)には盛り込んでいただきたい。国土交通省が整備計画の中に考え方として示すだけでも、インパクトがあ

るはず。

- ・説明資料（第2稿）の18ページに、対象期間はおおむね20～30年とあるのに、書いてあるのは目先のことが多い。目指すべき方向性を見据えた内容とするべきである。

→河川管理者が整備計画に反映しやすいように具体的な内容の意見を出していくべきだ。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。